

平成 19 年度・厚生労働省障害者保健福祉推進事業／「障害児等療育支援事業と関連させた障害児に対する相談支援事業の展開方法についての調査・研究」の要点

<はじめに>

障害福祉制度の自立支援法への移行に伴い、平成 18 年 10 月、障害児福祉も改正児童福祉法によって利用・契約制度である「障害児施設給付費」へと移行した。児童福祉法の「改正」は、児童を「(障害のない)一般の児童」と「障害児」に分断し、障害のある子ども達も「保護されるべき児童」であるという当然の立場を捨て去った感がある。

このような時代であるからこそ、障害のある子どもや保護者・家族へのきめの細かい相談支援が重要になる。しかし、相談支援事業自体が自立支援法の中で位置づけが曖昧になり、施設に枠組みされない支援手段であった「療育等支援施設事業」の療育関係事業（訪問、外来、施設支援）も都道府県事業である「障害児等療育支援事業」になって、市町村事業になった相談支援事業（旧・地域生活支援事業）と分離されて展開しにくくなった。

今回の研究は、「そもそも『障害児』は障害者自立支援法による支援が適しているのか」という疑問に立脚しつつ、「障害が確定していない（または変化している）時期の相談支援の在り方」「横系（地域ネットワーク）だけでなく縦系（ライフステージを通した一貫性・継続性）を紡ぐこと求められる障害児の相談支援の特殊性」を主題として調査・検討した。

障害児への支援には、障害福祉の立場に加えて、診断・治療やリハビリテーションなどの医療機能や発達支援（療育）機能の量的確保と地域における提供の仕組みが必要になる。また、「障害が確定する前の育児支援」「障害の発見前後の不安定な保護者へのカウンセリング」なども児童期の相談支援の機能として不可避である。これらは、児童福祉法や児童の権利条約の理念（第 23 条：障害児は可能な限り国によって無償で保護されなければならない）に基づいて提供されなければならないと私たちは考えている。今回の研究では、行政、施設、医療などに携わる 22 人の専門家を集め、障害児に対する相談支援事業と障害児福祉の在り方を考察し提案した。

<報告の内容>

1. 障害児支援の特殊性

「障害児」は「子ども」である。“disabled child”ではなく“child with disability”として、一般の児童と同様に、成長・発達を保障され、愛護されなければならない。

障害者自立支援法は、従来から指摘されているように解決すべき多くの課題をもっている。特に、障害児の育児や育ちを柔軟かつ継続的に支援するべき「障害者（児）相談支援事業」については検討すべき部分が多い。障害児支援における特殊性についてまとめると、

① 発達期の支援である

発達過程にある障害児の支援では、「育児支援、保育保障などの福祉的支援」と「リハビリテーションをはじめとする医療的支援」などの適切な提供によって、育つ環境

の整備と精神・身体の発達を促す支援が求められる。そのため、地域における専門機能の開発・確保とそのコーディネートが重要になる。

② 保護者・家族への支援が重要である

支援すべき対象は障害児本人と同時に障害児を育てる保護者・家族である。障害がある故の育児困難や育児不安に寄り添って障害発見前後の混乱を支え、子どもの成長の基盤である家庭機能の維持を図ることが障害児支援の前提として重要である。

③ 「障害確定」以前から支援を開始する必要がある

乳健などで発達の遅れなどを指摘されても、保護者の障害理解や専門機能の確保が困難なため、具体的な支援が提供されるまでに時間を要することが多い。障害児（またはその周辺児）への支援は、障害の確定を待たず（各種手帳や受給者証なしに）、保護者の障害理解への援助も含めて開始できるべきである。

④ 「横」と「縦」を紡ぐ地域ネットワークの構築が必要

「(地域資源の)横の連携」が強調される成人期の支援に比べて、児童期の支援は「(幼児期－学齢期－成人期へとライフステージをつなぐ)縦の連携」も重要な課題になる。障害児の相談支援には横の連携だけでなく、ライフステージを通じた縦の連携や移行期支援が求められる。

以上の観点から、今回の報告では、児童期の特殊性を勘案した相談支援事業の実施・展開のために、「相談支援専門員」に加えて、地域自立支援協議会から任命される「(仮称)発達支援コーディネーター」の配置が必要であることを示した。

2. 障害児支援における個別支援計画（≒サービス利用計画）の作成と地域資源の活用

障害者相談支援事業における「サービス利用計画作成費」の実績が上がっていない。その原因として、支給要件の狭さや給付額の少なさ、手続きの煩雑さ等の問題が指摘されている。障害児は、相談からアセスメントに至る過程が重要かつ時間を要するものの、作成費の支給要件となるサービスも少ないため、個別支援計画（サービス利用計画）を作成しても費用請求に至ることはほとんどない。

障害児への継続的な相談支援のためには、障害児に対する福祉や医療などさまざまな支援機関をコーディネートしつつ継続して本人、保護者・家族を支援する「発達支援コーディネーター」の配置が不可欠である。発達支援コーディネーターの人件費を賄える「障害児」相談支援事業に特化した「サービス利用計画作成費」が設定され、相談受け付け時点から支給される制度が必要である。

3. 地域自立支援協議会の活用

地域自立支援協議会は、市町村圏域で障害児・者に関わる機関が緊密なネットワークを形成して新たな社会資源を創成し、障害者サービスの質を検証する今後の障害福祉システムの中核となるべき重要な機能である。加えて、障害認定や支給決定権をもつ市町村とは

独立して、障害福祉における「自治機能」を有するべき機関である。協議会の活動を実効性のあるものとしていくことで、地域における新しい障害福祉システムづくりが進むことが期待される。なお、協議会の中に障害児への支援策を専門的に考えていく部会の発足が期待される。

4. 障害児相談支援事業および障害児等療育支援事業の活用方法

障害児施設体系の見直しが平成 21 年度を目途に進められている。都市部に偏在する傾向がある現存の障害児施設の機能を活用して、人口過疎で障害児支援機関の少ない地域でも、過不足のない障害児への医療的・福祉的支援を展開するためには、既存の障害児施設や医療機関、特別支援学校、さまざまな療育関係事業が持つ専門的機能を保育所や家庭に提供するシステムが必要である。この機能は本来、障害保健福祉圏域で整備されるべきであるが、圏域で確保できない専門性については都道府県域で確保されなければならない。その調整は「障害児相談支援事業」に配置された「発達支援コーディネーター」が実施し、専門機能を提供した施設や事業所に対する報酬は、都道府県・指定都市・中核市の責任の下、「障害児等療育支援事業」で担保されるべきである。

*** *** ***

以上、障害児に特化した相談支援事業の展開について調査研究し、「障害児相談支援事業」の展開方策を提言して報告書を提出した。障害者自立支援法の見直しに向けて、さまざまな分野で検討が進められている。「子ども」についても、「自立支援法か児童福祉法か」という根本的な議論に立ち返って検討されることを望みたい。